



第一号様式

【表 紙】

【提出書類】

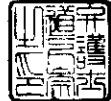
大量保有報告書

【根拠条文】

法第 27 条の 23 第 1 項

【提出先】

関東財務局長



【氏名又は名称】

弁護士 道下 崇

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

あさひ・狛法律事務所

【報告義務発生日】

平成 19 年 3 月 29 日

【提出日】

平成 19 年 3 月 29 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1 名

【提出形態】

その他

【変更報告書提出事由】

該当なし

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	機動建設工業株式会社
証券コード	1774
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	シーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー (CLSA Sunrise Capital, L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島グランドケイマン島 KY1-1111 クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱 2681 Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2006年1月25日
代表者氏名	マーク・マスイーズ (Mark Mattheys)
代表者役職	ゼネラル・パートナーであるシーエルエスエー・サンライズ・マネジメント・リミテッドのディレクター (Director, CLSA Sunrise Management Ltd., General Partner)
事業内容	投資業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 金井暁
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

経営参加を伴う長期保有

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)	12,686,000		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合 計 (株・口)	M 12,686,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M + N + O - P - Q)	R 12,686,000		
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 19 年 3 月 29 日現在)	T 39,465,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (R / (S + T) × 100)	32.14%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種 類	数 量	割 合	市場内外取引 の別	取得又は 処分の別	単価
平成 19 年 3 月 29 日	普通株式	12,686,000	32.14%	市場外	取得	無償譲渡

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(14)

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	—
借入金額計 (V) (千円)	—
その他金額計 (W) (千円)	—
上記 (W) の内訳	無償譲渡
取得資金合計 (千円) (U + V + W)	—

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額(千円)
(該当なし)					

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所 在 地
(該当なし)		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CLSA Sunrise Capital, L.P., a Limited Partnership organized and existing under the laws of Cayman Islands (the "CSCLP"), does hereby appoint Messrs. Takashi Michishita, Kazuyoshi Furusumi, Satoru Kanai, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, severally and not jointly, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent CSCLP in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of CSCLP or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

This power of attorney shall be valid for one month from the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, the CSCLP has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 23rd day of March, 2007.

CLSA Sunrise Capital, L.P.

By: \_\_\_\_\_

Name: Mark Mattheys

Title: Director, CLSA Sunrise Management Ltd. , General Partner

(訳文)

## 委任状

ケイマン諸島法に基づき設立され存続するリミテッド・パートナーシップであるシーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー（以下「CSCLP」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士道下崇氏、同古角和義氏及び同金井暁氏を、CSCLP の真正かつ正当な代理人としてそれぞれ、共同代理人としてではなく任命し、日本の証券取引法第 2 章の 3 の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し CSCLP を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

本委任状は本書の日付より 1箇月間有効とする。

上記の証として、2007 年 3 月 23 日、CSCLP はその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

シーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー

（署名）

役職：ゼネラル・パートナーであるシーエルエスエー・サンライズ・マネジメント・リミテッドのディレクター

氏名：マーク・マスィーズ

上記正訳いたしました。

弁護士 道下 崇

